国民健康保険被保険者証の更新は３月 31 日まで

現在使用している令和２年度国民健康保険被保険者証は**有効期限が３月 31 日までです！**

○３月１日までに 国民健康保険税を完納した世帯	→令和３年度分の被保険者証を３月下旬に郵送します。（一部郵送対象外もあります）
○３月１日までに 国民健康保険税を完納していない世帯	→３月 23 日から国民健康保険課にて手続きが必要です。対象世帯には、３月中旬に更新通知を送付します。

■更新手続き指定日

地区	指定日	時間
平良・下地	３月 23 日	８時半～ 19 時
城辺・上野	３月 24 日	
伊良部	３月 25 日	

※混雑が予想されます。
時間に余裕を持ってお越しください。

◆持参するもの

・国民健康保険被保険者証（世帯全員分）
・更新通知（ハガキ）
・国民健康保険税領収証書（令和３年３月２日以降に領収印があるもの）
・来所する方の顔写真付の本人確認書類
・委任状（世帯主が来所できない場合）

こんなときは 14 日以内に届出を！

届出を行わなかった場合は、「宮古島市が負担した医療費の返納が発生」したり、「保険税が二重課税になってしまう」こととなりますので、早めの届出をお願いします！

必要書類

○マイナンバー（世帯主と対象者）
○窓口に来る方の本人確認書類（顔写真付き）
※外国籍の方…在留カードとパスポートも必要です。
※別世帯の方が届け出を行う場合…委任状が必要です。
○＋下記の書類

▶国保に加入するとき	■必要書類
宮古島市に転入した	
職場の健康保険をやめた 扶養からはずれた	健康保険の資格喪失証明書
子どもが生まれた	印鑑、親子健康手帳
生活保護を受給しなくなった	生活保護廃止証明書

▶国保を脱退するとき	■必要書類
宮古島市を転出する	国保の保険証
職場の健康保険に加入した 扶養となった	国保の保険証、職場の健康保険証※加入した家族全員分
家族が死亡した	国保の保険証（本人・家族全員分）、印鑑
生活保護の受給開始	国保の保険証、生活保護受給証明書

▶修学特例～学生で転出した方～	■必要書類
進学のため令和３年４月１日以降に宮古島市を転出した	国保の保険証、転入先の住民票、令和３年４月１日以降に発行した在学証明書
修学特例適用中で引き続き学生	国保の保険証、令和３年４月１日以降に発行した在学証明書
修学特例適用中で、令和３年３月に卒業する	国保の保険証、卒業証明書もしくは卒業証書の写し※令和３年３月で他の健康保険に加入した場合、その健康保険証の写し

▶その他	■必要書類
転居（住所変更）、氏名・世帯主が変わった	国保の保険証

問 国民健康保険課 ☎ 73-1973

第４回 エコドライブコンテスト

11 月１日～ 12 月 31 日の２ヶ月間行われた、宮古島市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社共催の「第４回エコドライブコンテスト」の受賞チームを紹介します！

▲１位 チームＩ・こす 様

▲２位 JLSAO ランプ様（左）
３位 チームエアライン様（右）

１位 チームＩ・こす
２位 JLSAO ランプ
３位 チームエアライン
４位 きゃーぎ赤チーム
５位 どれみふぁドーナツ

受賞されたチームの皆様、本当におめでとうございます。今後もエコドライブを継続し、エコアイランド宮古島の取り組みにご協力ください！また次回のご参加お待ちしております！

問 エコアイランド推進課 ☎ 73-0950

? 消費者相談　迷ったら相談しよう！

～海外から「植物の種」が送られてきた !! ～

Q 自宅のポストに入っていた郵便物に、何やら中国語らしき文字が書かれている。封筒を振ってみたり、手で触った感触では、どうやら種のようだ。宛名には私の名前が書かれているが、心当たりがない。どう対処したらよいか。

A 海外からの種子等は、植物防疫法の規定により、植物防疫官による検査に合格しなければ輸入できません。種らしき郵便物が届いた場合は、安易に植えたり、破棄するなどしないで、最寄りの植物防疫所に相談しましょう。
また、心あたりのない郵便物が届いた場合は、家族に確認した上で、未開封のまま配達業者に受取拒否しましょう。
＊植物防疫事務所 平良出張所 ☎ 0980-72-2433

沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎ 72-0199　▶相談時間：平日９時～12 時／ 13 時～16 時
消費者ホットライン ☎ 188

令和3年3月分から協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります

	現行		令和3年3月分～
健康保険料率（沖縄支部）	9.97%	➡	9.95%
介護保険料率（全国一律）	1.79%	➡	1.80%

保険料率の変更は、**令和3年3月分（4月納付分）**からとなります。
※任意継続被保険者の方の保険料率は令和3年4月分（4月納付分）から変更となります。
※健康保険料率は加入している都道府県支部毎に異なります。

◆健康づくりは幸せづくり ～年に1回は健診を受けましょう～
◆在職時の保険証が使用できるのは**退職日まで**です。
退職の際はすみやかにお勤めの事業所へご返却ください。
全国健康保険協会 沖縄支部 協会けんぽ
協会けんぽ 沖縄　検索
お問い合わせはこちらまで ☎098-951-2211（音声ガイダンス4番）